

区域指定された土地でやってはいけないこと

土壌汚染対策法に基づく規制内容

要措置区域

- ❑ 土地改変の原則禁止
- ❑ 汚染除去などの措置計画の事前届出義務
- ❑ 摂取経路の遮断が要求される

【要措置区域】【形質変更時要届出区域】については
2024年10月号で解説しています

「知事による指示措置」or
「同等効果の実施措置」が
完了するまでは、**掘削等の
工事を行うことは、原則と
して禁止されています！**

形質変更時要届出区域

- ❑ 土地改変は可能
- ❑ 施工計画の事前届出義務
- ❑ 掘削・搬出など施工方法に制約あり

形質変更時要届出区域で
掘削等の工事を行う際は、
**以下のルールに従わな
ければなりません**

掘削

土地改変の方法に関する規制

- ◆ **着手日の14日前までに届出**が必要（簡易な行為等を除く）
- ◆ **汚染を拡散させないような方法**（※1）で掘削しなければならない
- ◆ 汚染土壌の仮置き禁止

※1:裏面上段(汚染を拡散させない掘削方法について)で解説

搬出

汚染土壌の搬出に関する規制

- ◆ **着手日の14日前までに届出**が必要（試験研究用等を除く）
- ◆ 搬出する土壌は**すべて汚染土壌として取り扱う**
- ◆ **認定調査**（※2）で基準クリアすれば一般残土として取り扱うことができる

※2:裏面下段(通常残土として搬出するための認定調査)で解説

運搬

汚染土壌の運搬に関する基準

- ◆ 混合禁止、飛散防止の措置、汚染土壌
運搬中の表示など
- ◆ 搬出してから30日以内に運搬完了

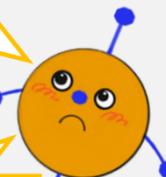
処分

汚染土壌処理業についての許可制度

- ◆ 法の許認可を有する処理場へ持ち込まな
なければならない

汚染がない土地での
工事に比べて費用・
工期に影響があるよ

掘削計画と搬出計画は
届出前の協議にも時間
がかかるので、スケ
ジュールに注意！



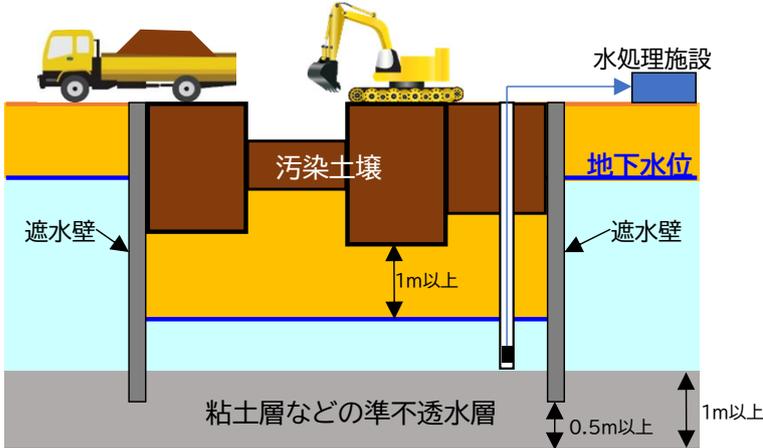
汚染を拡散させない掘削の方法について

土壌溶出量基準に不適合の汚染がある場合には、**地下水への汚染拡散を防止**する必要があります。

たとえば①

地下水のある深度まで掘削を行うとき

遮水壁など構造物を設置し、地下水位を掘削底面より1m以上上げてから掘削しなければならない

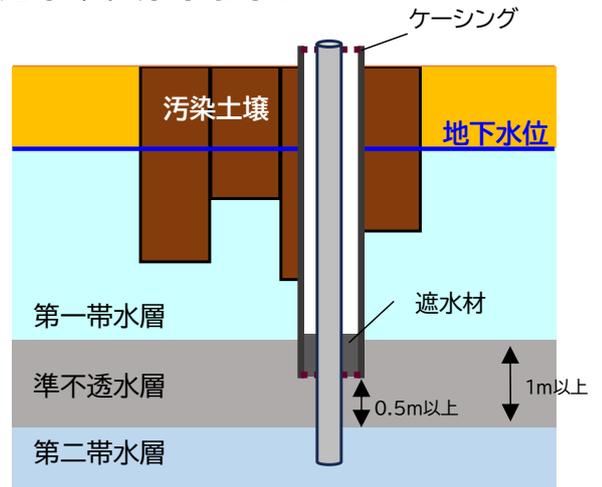


例示した指定の工法あるいはこれと同等の拡散防止効果がある方法で施工しなければなりません。

たとえば②

準不透水層を突き抜けて杭を打つとき

準不透水層までケーシングを設置し、ケーシングの外側の地下水を遮断してから杭を打たなければならない

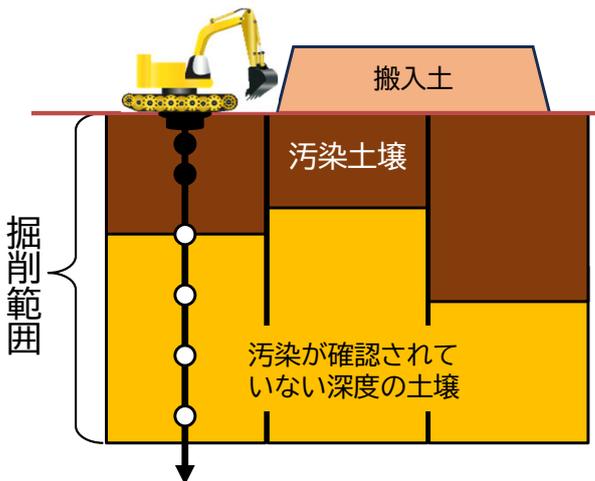


通常残土として搬出するための認定調査

区域から搬出する土壌はすべて汚染土壌として取り扱わなければなりません。

ただし、**認定調査**をクリアした土壌は法の適用を受けず、通常残土として搬出することができます。

運搬・処分費が
ぜんぜん違う！



区域指定後に新たに搬入した土壌
⇒ **認定調査の対象になる**

汚染があることが確認された土壌
⇒ **認定調査の対象にならない**

汚染が確認されていない深度の土壌
⇒ **認定調査の対象になる**

ルール詳細はランドソリューション(LS)までお問い合わせください。

区域指定された土地での工事の場合、掘削方法や搬出や運搬の方法に規制がかかるため、通常工事に比べて工事費用が高くなりがちです。

この費用負担や手続きの煩雑さのため土地利用が停滞するケースが多いこともあって、環境省は規制の見直しに着手しました。LSはこの見直し検討に注目し、みなさまへお伝えしていきます。(和泉谷)

ランドソリューション株式会社 Land Solution
a Kurita company

本社 TEL:03-5412-6700
大阪事務所 TEL:06-6220-1377
名古屋事務所 TEL:052-203-2852

<https://www.landsolution.co.jp/>